

# いじめ防止基本方針

伊達市立靈山中学校

## 1 基本理念

### (1) 学校いじめ防止基本方針策定のねらい

「いじめ防止対策推進法」及び「伊達市教育委員会いじめ防止基本方針」を受け、本校におけるいじめ防止基本方針を定める。基本方針に基づき、市教育委員会をはじめとする関係機関との連携の下、学校、家庭、地域が一丸となっていじめの早期発見・未然防止に向けて取り組み、生徒の生命・身体を守り、安心して生活でき、思う存分学ぶことのできる学校づくりを目指していくことをねらいとする。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめの現状を理解し、以下の立場に立って取り組んでいくことを基本姿勢とする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得ることである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人間として許される行為ではない。
- ③ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④ いじめは、その行為の様態により、刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめ早期発見・未然防止に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら早期発見、早期対応にあたる。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。【いじめ防止対策推進法 第2条による定義】

【文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引き」より】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」の部分が限定して解釈されることのないようにする（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する。）。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響を与える行為には、心的な影響を与える行為のほか、金品をたかしたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- ④ 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- ⑤ けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## (2) いじめの未然防止対策のための組織体制

いじめ防止、対応に関わる組織を次のように編成する。通常は週1回開催される生徒指導委員会で情報交換、企画、検討を行うが、状況に応じて構成員を増員する場合もある。また、必要に応じて市教育委員会に相談し、SSW（スクールソーシャルワーカー）を要請したり、スクールサポートや少年警察補導員、警察署等に援助を求めることがある。

### ① 生徒指導委員会（週1回又は臨時）

- 校長、教頭、生徒指導主事、学年生活指導担当教師、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC（スクールカウンセラー）

### ② いじめ対策チーム（必要に応じて）

- 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生活指導担当教師、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC（スクールカウンセラー）、学年担当教師、部活動担当教師

### ③ 学年会（週1回又は臨時）

- 学年担当教師全員

## (3) いじめの未然防止のための取り組み

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得ることであるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止策に取り組む。

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成する。
- 周囲ではやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させ、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 生徒のコミュニケーション能力をはぐくむ。
- 授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や一人一人の自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・集団づくりを行い、集団としても自信を高める。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育を推進していく。

## (4) いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知するよう努める。

- 日頃から生徒の観察や声かけ等による信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間、放課後の生徒との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みなどを把握する。
- hyper-QU テストを分析し、いじめや冷やかしなど受けている生徒はいないか確認する。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - アンケート調査は年4回実施し、5月、9月、11月、2月に行う。
  - 教育相談については全学年11月に定期相談として実施するほか、隨時状況に応じ

てチャンス相談を行う。

- 生徒から担任へ、保護者から担任へ、地域から担任へ、それぞれが相談しやすい関係をつくるていく。

## (5) いじめに対する措置

### ① いじめの発見・認知時の対応

いじめの発見・報告を受けた場合、教職員は一人で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。

教職員の他、必要に応じて SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）、スクールソーター、学校の設置者（市教委）と連携する。また、生徒の生命、身体又は財産に被害が生じる重大事態の場合は、警察署に通報し、適切に援助を求める。

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつけ、その行為を止め、安全を確保する。
- 生徒、保護者からいじめの訴えがあった場合には、よく話を聴いた上で、速やかに該当する生徒から聞き取りを行い、事実を正確に把握する。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒とその保護者に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、保護者にも事実をもとに丁寧に説明する。
- 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- いじめの事実の有無を確認したら、学校の設置者（市教委）に速やかに報告する。また、結果についても速やかに報告する。

### ② いじめ認知後の対応

#### (ア) 報告

**いじめを認知した教職員** → **学年主任** → **生徒指導主事** → **教頭** → **校長**

※ 生徒や保護者から訴え、相談があった場合や、教職員が変化や危険信号に気付いた場合、ささいなことでも主觀、憶測を入れずに即、報告する。

#### (イ) 事実確認・情報共有

**該当学年教師・生徒指導主事等** 事実確認（該当生徒への聞き取り）

↓

**いじめ対策チーム** → **生徒指導主事** 情報の整理 → **教頭** → **校長**  
→ **学年会または職員打合せ** 情報共有（事実、指導内容）

### ③ 該当生徒及び保護者への対応

**該当学年教員・生徒指導主事等** 生徒への指導及び保護者への連絡・相談

※ 必要に応じて校長、教頭も加わり、また外部関係機関に協力を依頼する。

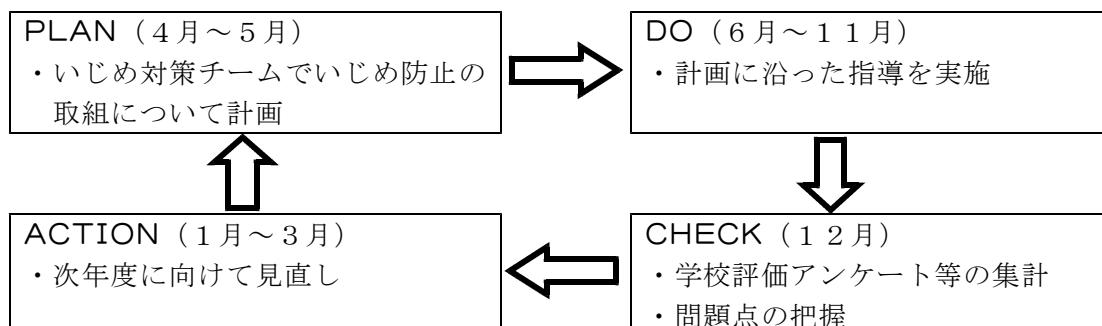
**全教職員** いじめ早期発見・未然防止のための継続的指導

## (6) 年間計画

学期・月	教職員研修・いじめ防止会議等 ※実態調査	生徒指導・教育相談、集会等	地域・家庭との連携他
1学 期	4月 生徒指導全体協議会①	各学級での指導（いじめ防止）	P T A 全体会・学年懇談会
	5月 ※いじめに関するアンケート①	道徳（思いやりの心）	命を大切にする授業実施
	6月 生徒指導全体協議会②	道徳（生命の尊重）	
	7月	全校集会	教育相談等（Q U テストから）
2学 期	8月	道徳（いじめを許さない心）	教育相談等（Q U テストから）
	9月 ※いじめに関するアンケート② ※チェックリストの活用による中間評価（自己評価）	総合的な学習の時間	
	10月	全校集会（いじめ防止）	
	11月 生徒指導全体協議会③ ※いじめに関するアンケート③	教育講演会（情報モラル）	二者教育相談 三者教育相談
	12月	全校集会（いじめ防止）	※学校評価外部アンケート
3学 期	1月 ※教育課程編成（各種アンケートによる自己評価）		※アンケート結果開示
	2月 ※いじめに関するアンケート④	全校集会（いじめ防止）	P T A 学年学級懇談会 学校評議委員会
	3月 次年度の計画立案		

## (7) 学校の取組に対する検証・見直し

- ① いじめは、いつでも・どこでも・どの子にも起こりうることから、絶えず教職員全体で自らの取組に対する評価と改善を図り、未然防止、早期発見、組織対応に努めていく。
- ② 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努めていく。



③ いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを年に1回、12月に実施し、いじめ対策チームでいじめに関する取組検証を行う。

## (8) 重大事態への対応

生徒の生命、身体又は財産に被害が生じるような重大事態の場合は、ただちに市教育委員会に報告及び警察署に通報し、適切な指導・援助を求める。

### ① 重大事態とは

(ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学を余儀なくされた場合

(イ) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・一定期間連続して欠席しているような場合、または年間30日欠席している場合等は、迅速に調査に着手する。

### ② 重大事態の報告

(ア) 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

### ③ 重大事態の調査

(ア) 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設ける。

(イ) 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケートや聞き取り等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

(ウ) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

## 3 ネット上のいじめへの対応

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、タブレット端末等の情報端末を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のSNSやWebサイトの掲示板等に書き込んだりメールを送ったりする、ネットワーク上のグループから排除するなどの方法により、いじめを行うもの。

### (2) 未然防止のために

いじめ未然防止のためには、学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導・管理が不可欠である。このことから、学校ではできる限りの情報収集に努めると同時に、あらゆる機会や場を使って啓発に努めていく。ネット上のいじめを防止するために保護者と連携を密にし、協力し合いながら指導を行う。

### ① 情報モラル指導

(ア) ネット上に発信した情報は、世界中の不特定多数の人々にすぐに伝わる。

(イ) 匿名にしても、書き込みをした者は特定できる。

(ウ) ネット上の情報には有害・違法なものも含まれている。

(エ) 書き込みが原因で、予期せぬトラブルが発生したり、他人を自殺に追い込んだりするな

どの重大事件に発展する場合もある。

## ② 家庭における留意点

- (ア) 生徒の情報端末の操作等を第一義的に管理するのは保護者である。情報端末を持つ必要性について家庭で十分に検討し、与える場合は約束をつくる、フィルタリングをかけるなどの手立てをとる。
- (イ) 情報端末からは、知らない間に個人情報が流出することがあるという特有のトラブルが発生していることを認識する。
- (ウ) ネット上のいじめは、いじめられる側に深刻な影響を与えていていることを認識する。

## (3) 早期発見・早期対応のために

---

不適切な書き込みや画像の削除の仕方を生徒、保護者へ周知する。

### ① 不適切な書き込みや画像の削除

被害拡大を防ぐためにも専門機関へ相談し、迅速に削除する。

#### 【指導のポイント】

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にあたり、決して許される行為ではない。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みをした人は必ず特定される。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙される。

## 4 その他

- 長期休業の事前・事後に指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。